

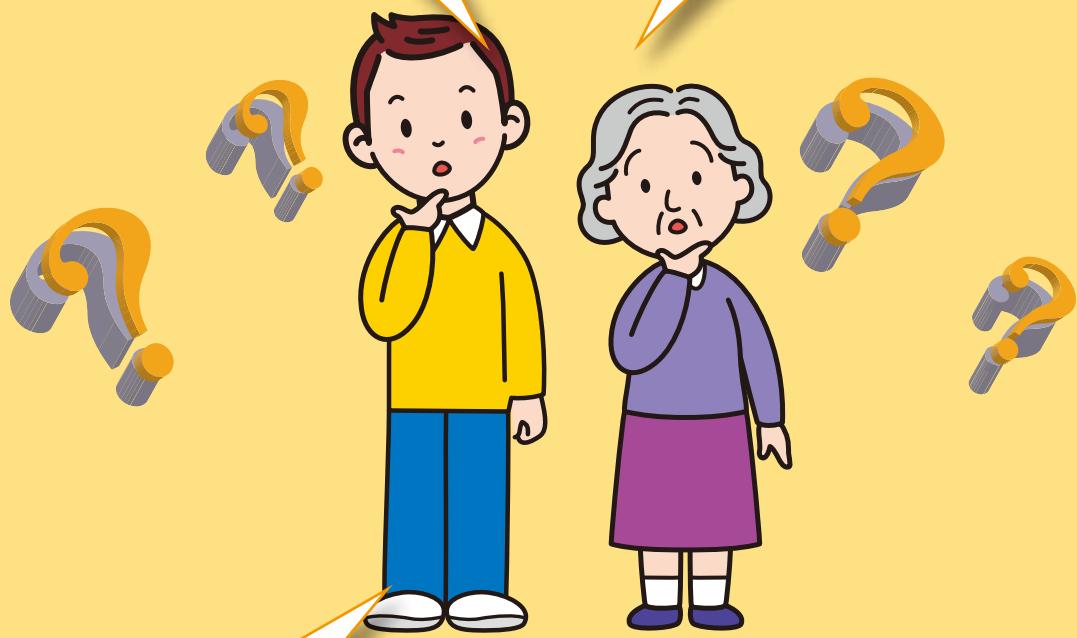
# ここが知りたい!

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう

## 日常生活自立支援事業

ふくし  
福祉サービスの使い方が  
よくわからない。

つうちょういんかん  
通帳や印鑑を  
いえほがんふあん  
家で保管するのが不安だ。



きんせんしょりのかんりにがて  
金銭や書類の管理をするのが苦手だ。  
やちゃんでんきりょうきんしはらてつだほ  
家賃や電気料金などの支払いを手伝って欲しい。

こまそくだん  
**お困りのときは、ぜひご相談ください。**

しゃかいふくしほうじんはしましおかいふくしきょうぎかい  
**社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会**

電話 058-391-0631 FAX 058-391-0632

E-mail : fukushi@hashima-shakyo.or.jp

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(祝日・年末年始を除く)  
相談は無料です。秘密は厳守します。

# 日常生活自立支援事業とは？

日常生活に不安のある高齢の方や障がいのある方に対して、福祉サービスを利用するための手続きを支援したり、日常的な金銭管理を代行したりすることで、住み慣れた地域で安心して暮らすことを「羽島市社会福祉協議会」がお手伝いする事業です。



# Q 1

## ひと どのような人が 利用できるの？



こうれい かた しう  
高齢の方や障がいのある方ですが、ご利用にあ  
かた りよう  
たっては契約をしていただきますので、契約能力  
けいやく けいやくのうりょく  
(契約の内容がある程度理  
かい ないよう ていどり  
解できる) のある方になります。

# Q 2

## けい やく のうりょく 契約能力は はん だん どのように判断するの？



しゃかいふくしきょうぎかいせん  
社会福祉協議会の「専  
もんいん ほんにん あ  
門員」が、ご本人と会い、  
ぜんこくとういつ けいやくていけつ  
全国統一の「契約締結ガ  
イドライン」により、面  
だん あこな  
談を行います。

うえ はんだんのうりょく  
その上で、判断能力が

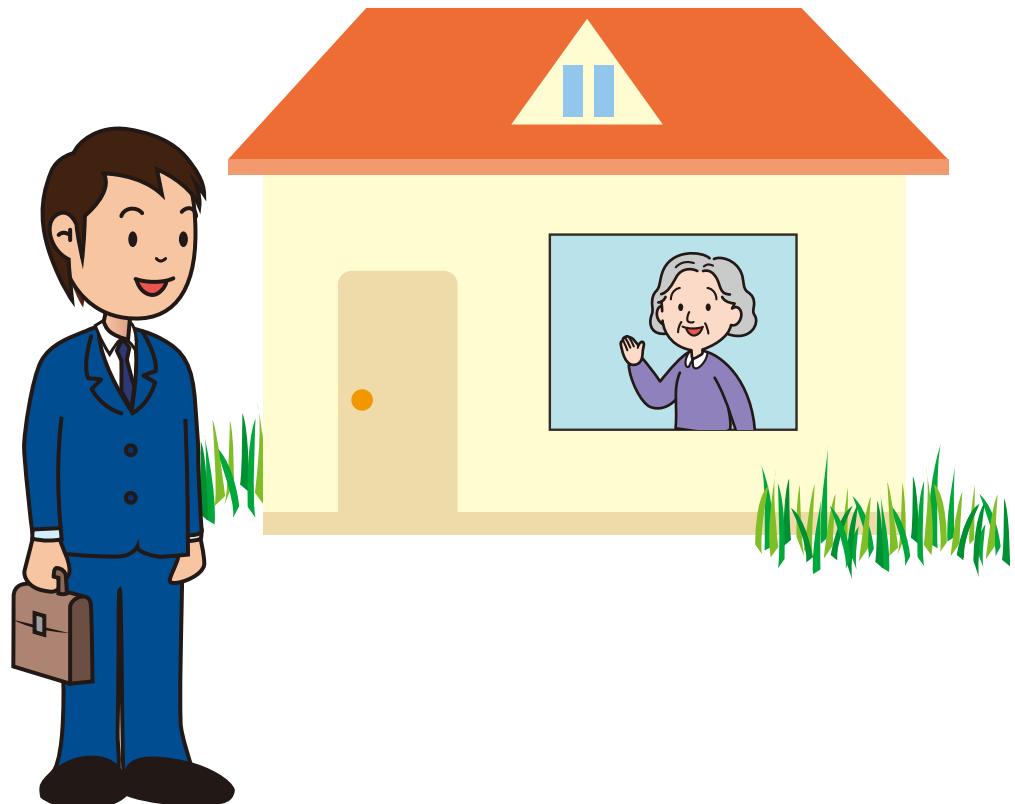
ぎふけんしゃかいふくしきょうぎかいけいやく  
岐阜県社会福祉協議会の契約  
ていけつしんきかい いし べんごししゃかいふくしどなど こうせい  
締結審査会（医師、弁護士、社会福祉士等で構成）  
はんてい  
で判定します。

Q 3

## り よう 利 用 す る に は ど う す れ ば い い の ？



相談のご連絡をいただいたら、羽島市社会福祉協議会の「専門員」がご自宅を訪問し、ご本人に制度の説明等をさせていただきます。  
また、ご本人がお困りのことや不安に感じておられることなどをお聞きします。



## Q 4

### 「専門員」とは どのような人ですか？

利用者ご本人や関係機関から相談を受け、お困りごとや生活状況などを確認し、具体的な支援の内容を盛り込んだ支援計画を作成する職員です。

契約後も、関係機関と連携しながら、ご本人に必要な援助を行います。



## Q 5

### 「生活支援員」とは どのような人ですか？

専門員が作成した支援計画により、ご本人を定期的に訪問して、実際の支援を行う人です。

定期的に研修を受けるなどして、社会福祉や日常生活自立支援事業についての知識を身に着けています。



Q 6

## どのような 支援が受けられますか？

### ふくし りょうえんじょ 福祉サービス利用援助

きほんてき しえん  
基本的な支援

- 福祉施設や福祉サービスに関する情報提供や助言
- 福祉施設や福祉サービスを利用するための手続き
- 福祉施設や福祉サービスに関する苦情の解決
- 福祉サービスの利用料金の支払い手続き

### にちじょうてききんせんかんり 日常的金銭管理サービス

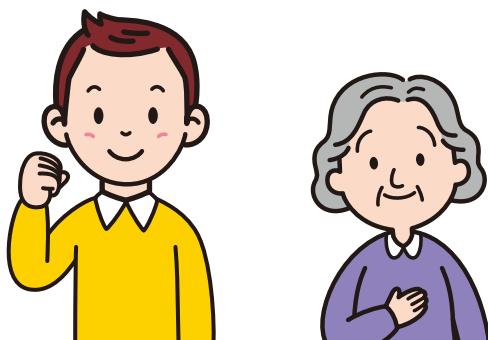
ついか しえん  
追加できる支援

- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 公共料金の支払手続き
- 預金の出し入れ、預金の解約の手続き

### しょるいとうあず 書類等預かりサービス

ついか しえん  
追加できる支援

- 保管を希望される通帳や印鑑、年金証書などの書類の保管
- ※宝石や貴金属類などは、お預かりできません。



Q 7

## 支援を受けると 利用料はかかりますか？

相談や支援計画の作成は無料です。  
計画に基づいた支援を受けると、下表の利用料がかかります。

福祉サービス利用援助	1 時間まで 1,000円 (1時間を超えると15分ごとに250円加算)
日常的金銭管理サービス	1 カ月あたり 500 円

※生活保護世帯は無料です。



## Q 8

# はん だん のうりょく 判断能力がなくなったら どうなるの？

この事業は、**契約能力**（**契約の内容がある程度理解できる**）のある方を対象としているため、その能力がなくなった時点で解約の必要が出てきます。

しかし、ただちに解約するというのではなく、成年後見制度などにつなぐといった手続きをします。なお、すでに成年後見人等が決まっている場合は、成年後見人等と契約することにより、この事業を継続して利用することもできます。

### そだん と あ さき ご相談・お問い合わせ先

しゃかいふくしほうじん  
**社会福祉法人**  
はしまししゃかいふくしきょうぎかい  
**羽島市社会福祉協議会**

羽島市福寿町浅平3丁目25番地  
羽島市福祉ふれあい会館

電話 058-391-0631

FAX 058-391-0632

E-mail : [fukushi@hashima-shakyo.or.jp](mailto:fukushi@hashima-shakyo.or.jp)

